

令和7年度 税制改正の概要（厚生労働省関係）

令和6年12月

※1 各項目名は、厚生労働省として税制改正を要望した事項の名称を用いている

※2 *を付している項目は他省庁が主管の項目

健康・医療

社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会の収入要件の見直し

〔所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画法、不動産取得税、特別土地保有税、事業所税、地方消費税〕（P4）

社会医療法人等について関係法令等の改正により収入要件等の見直しが行われた後も、引き続き、社会医療法人等が行う医療保健業を収益事業から除外する等の措置を講ずる。

社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続〔事業税〕（P5）

医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続〔事業税〕（P5）

«大綱の「第三 検討事項」より抜粋»

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等〔所得税、法人税〕（P6）

医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置の対象機器の見直しを行った上、制度の適用期限を2年延長する。

医療・介護DXの推進に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、登録免許税、消費税、印紙税、法人住民税、事業税、事業所税、地方消費税〕（P7）

関係法令の改正を前提に、社会保険診療報酬支払基金の業務範囲の見直し等が行われた後も、法人税等の非課税措置を継続するとともに、国民健康保険団体連合会が市町村からの委託を受けて行う検診等に係る業務に関する文書で同連合会が作成するものについては、印紙税を課さないこととする。

予防接種法に基づく予防接種等の対象疾病の追加に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、消費税、国税徴収法、個人住民税、地方消費税、徴収規定〕（P8）

予防接種法に基づく健康被害救済給付について、追加する対象疾病に係る予防接種によるものについても、所要の法令改正を前提に、所得税非課税の措置等を講ずることとする。

国立健康危機管理研究機構の創設に伴う税制上の所要の措置〔所得税、個人住民税〕（P9）

国立健康危機管理研究機構法に基づき設立される国立健康危機管理研究機構（以下「JIHS」という。）に対する贈与等で、その贈与等に係る財産が一定の手続の下でJIHSの行う研究開発の実施等の業務に充てるための基金に組み入れられるものについて、譲渡所得等の非課税措置を講ずる。

医療保険

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し〔国民健康保険税〕（P10）

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を66万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を26万円に引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に 乗すべき金額を、5割軽減の対象となる世帯の場合は30.5万円に、2割軽減の対象となる世帯の場合は56万円に、それぞれ引き上げることとする。

社会福祉・介護

* サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長〔固定資産税、不動産取得税〕（P11）

サービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税の減額措置並びに不動産取得税の課税標準の特例措置及び当該住宅の用に供する土地に係る不動産取得税の減額措置について、現行制度の見直しを行った上で、その適用期限を2年延長する。

年金

公的年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置〔所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定〕（P12）

厚生年金保険法等の改正を前提に、厚生年金保険法の遺族厚生年金等について引き続き非課税措置及び差押禁止措置を講じる。

企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕（P13）

確定拠出年金法等の改正を前提に、企業型確定拠出年金（企業型DC）・個人型確定拠出年金（iDeCo）等の拠出限度額の引上げやiDeCoの加入可能年齢の引上げ等の見直しが行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。

雇用

財形住宅貯蓄制度の対象住宅の要件緩和措置の延長〔所得税、個人住民税〕（P14）

勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度について、その利子所得等が非課税とされる適格払出しの範囲に、床面積が40㎡以上50㎡未満の認定住宅等（認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいう。）のうち令和7年12月31日までに建築確認を受けたものの新築等に係る費用の支払のための払出しを加える。

生活衛生

生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却の適用期限の延長〔法人税〕（P15）

生活衛生同業組合等が共同利用施設を取得した場合の特別償却制度について、建物の取得価額要件を650万円以上（現行：600万円以上）に引き上げた上で、その適用期限を2年延長する。

* 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕（P16）

中小企業者等が機械装置、ソフトウェア等を取得した場合の特別償却・税額控除制度について、その適用期限を2年延長する。

* 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕（P17）

中小企業者等が経営力向上計画に基づき機械装置、ソフトウェア、器具備品等を取得した場合の特別償却・税額控除制度について、売上高100億円超を目指す事業者で経済産業大臣の確認を受けた投資計画により取得する際の要件等を追加するとともに、C類型（デジタル化設備）及び暗号資産マイニング業の用に供する設備を対象外等とした上で、その適用期限を2年延長する。

* 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の拡充〔不動産取得税〕（P18）

中小企業者等が認定を受けた経営力向上計画に基づく事業譲渡により取得した不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例について、適用対象に企業グループ内の法人間で行われる一定の事業の譲受けにより取得した場合を加える。

* 法人版及び個人版事業承継税制の見直し〔贈与税〕（P19）

事業承継税制の特例措置について、役員就任要件の見直し（現行:「贈与日まで3年以上役員である」→改正案:「贈与の直前に役員である」）を行う。個人版事業承継税制についても同趣旨の見直しを行う。

その他

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続〔所得税、印紙税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定〕（P20）

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について、国として弔慰の意を表すとの趣旨に鑑み、非課税措置等を存続する。

* 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置の延長〔印紙税〕（P21）

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を令和7年8月31日まで延長する。

* 生命保険料控除制度の拡充〔所得税〕（P22）

所得税法上の一般生命保険料について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分における当該控除の最高限度額を6万円（現行4万円）とする。

社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会の収入要件の見直し（所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、特別土地保有税、事業所税、地方消費税）

1. 大綱の概要

社会医療法人等について関係法令等の改正により収入要件等の見直しが行われた後も、引き続き、社会医療法人等が行う医療保健業を収益事業から除外する等の措置を講ずる。

2. 制度の内容

- 社会医療法人等については、公的な運営等を確保するため「全収入金額（事業収益の額）に占める社会保険診療等に係る収入金額の割合が一定（※1）を超えること（以下「収入要件」という。）」等の要件が課されている。

（※1） オープン病院事業法人は60/100、それ以外は80/100

- 社会医療法人等の収入要件について、
 - ・ 補助金等の多寡が要件の充足に影響を与えないよう、「社会保険診療等に係る収入金額」（分子）に「補助金等に係る収入金額（※2）」を加えること、
 - ・ 法人が行う医療保健業務の非営利性を確保する観点から、「全収入金額（事業収益の額）」（分母）を「医療保健業務（※3）による収入金額（補助金等に係る収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。）」とすることの見直しを行うほか、所要の見直しを行う。

（※2） 国又は地方公共団体から交付される補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除くものとし、国等に代わってその交付に係る事務を行う者から交付されるものを含む）に係る収入金額及び国又は地方公共団体からの委託（国等に代わってその委託に係る事務を行う者からからの委託を含む）を受けて行う事業に係る収入金額であって、医療保険業務に係るものをいう。

（※3） 各法人の本来業務及び附帯業務（医業及びこれに類する業務、介護サービスに係る業務並びに障害福祉サービスに係る業務に限る。）をいう。

<参考> 社会医療法人の収入要件 ※下線が見直し部分

(分子) 社会保険診療 + 健康診査 + 予防接種 + 助産 + 介護サービス
+ 障害福祉サービス + 補助金等 に係る収入金額

(分母) 全収入金額 ⇒ 医療保健業務による収入金額

> $\frac{80}{100}$

社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続

(事業税)

1. 大綱の概要

〈第三検討事項〉 より抜粋

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

2. 制度の内容

社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
	開設主体	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
非課税 (個人、医療法人、公益法人等)	特別法人 *医療法人を含む	3.5% (約4.7%)	4.9% (約6.6%)	
	普通法人	3.5% (約4.8%)	5.3% (約7.3%)	7.0% (約9.6%)
	個人	5.0%		

注 ()内の数字は、令和元年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「特別法人事業税」(事業税率に普通法人37%・特別法人34.5%)を合算した税率

医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等

(所得税、法人税)

1. 大綱の概要

医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置の対象機器の見直しを行った上、制度の適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

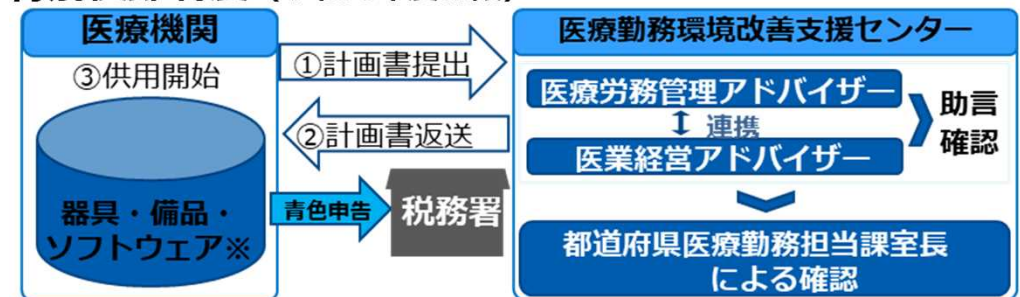
医療提供体制の確保のため、医療機関が取得した機器について、昭和54年度に特別償却制度を創設し、令和元年度に充実した。

① 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度（令和元年度創設）

医師・医療従事者の働き方改革を促進するため、労働時間短縮に資する設備に関する特別償却制度の期限を2年延長する。

【対象設備】医師等勤務時間短縮計画に基づき取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアのうち一定の規模（30万円以上）のもの

【特別償却割合】 **取得価格の15%**



※例えば、医師が行う作業の省力化に資する設備等5種類のいずれかに該当するもの

② 地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度（令和元年度創設）

地域医療構想の実現のため、民間病院等が地域医療構想調整会議において合意された具体的対応方針に基づき病床の再編等を行った場合に取得する建物等に関する特別償却制度の期限を2年延長する。

【対象設備】地域医療構想調整会議において合意された医療機関の具体的対応方針に基づき、病床の再編等のために取得又は建設（改修のための工事によるものを含む）をした病院用又は診療所用の建物及びその附属設備（既存の建物を廃止し新たに建設する場合・病床の機能区分の増加を伴う改修（増築、改築、修繕又は模様替）の場合）

【特別償却割合】 **取得価格の8%**

③ 高額な医療用機器（取得価格500万円以上）に係る特別償却制度（昭和54年度創設）

取得価格500万円以上の高額な医療用機器に関する特別償却制度について、高度な医療の提供という観点から対象機器の見直しを行った上で、期限を2年延長する。

【対象機器】高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法の指定を受けてから2年以内の医療機器

【特別償却割合】 **取得価格の12%**

医療・介護DXの推進に伴う税制上の所要の措置

(所得税、法人税、登録免許税、消費税、印紙税、法人住民税、事業税、事業所税、地方消費税)

1. 大綱の概要

1. 社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）等の改正を前提に、社会保険診療報酬支払基金の業務範囲の見直し等が行われた後も、法人税等の非課税措置を継続する。
2. 健康増進法（平成14年法律第103号）の改正を前提に、国民健康保険団体連合会が市町村からの委託を受けて行う検診等に係る業務に関する文書で同連合会が作成するものについては、印紙税を課さないこととする。
3. 予防接種法（昭和23年法律第68号）の改正に伴い、国民健康保険団体連合会が市町村長又は都道府県知事からの委託を受けて行う定期の予防接種等の実施事務等に係る業務に関する文書で同連合会が作成するものについては、印紙税を課さないこととする。

2. 制度の内容

- 経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）において「医療・介護DXを推進し、医療の効果的・効率的な提供を進めるための必要な法整備を行う」とされている。
- 社会保障審議会等での検討を踏まえ、医療DXの推進に関して以下のような対応を行う予定。

<支払基金の改組について>

- ① 厚生労働大臣による「医療DX総合確保方針（仮称）」を策定し、支払基金が「医療DX中期計画（仮称）」の策定
- ② 支払基金を医療DXの実施主体とする観点から、法人の名称、目的、業務規定等の見直し
- ③ 一元的で柔軟かつ迅速な意思決定体制とするため、現行の理事会体制の見直し、国や地方関係者の参画、医療DXの専門家の参画

<自治体検診事務のデジタル化等について>

- ① 現状、紙を中心とした運用となっている自治体検診事務について、PMH（自治体と医療機関・薬局をつなぐ情報連携基盤）を利用したデジタル化を図るとともに、検診情報の医療機関等への電子的共有を可能とする。

※ なお、定期の予防接種等の実施事務等についても、PMHを利用して、医療機関等への電子的共有を可能とすることとしているが、これは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）による改正後の予防接種法の規定により対応するもの。

予防接種法に基づく定期接種の対象疾病の追加に伴う税制上の所要の措置

(所得税、消費税、国税徴収法、個人住民税、地方消費税、徴収規定)

1. 大綱の概要

新たに定期接種の対象疾病を追加(※)した後の予防接種法の健康被害救済給付について、所要の法令改正を前提に、引き続き、所得税非課税の措置、税の滞納処分による差押禁止の措置等を講ずる。

(※) 帯状疱疹を想定

2. 制度の内容

- 予防接種の副反応による健康被害は、極めてまれではあるが不可避免的に生ずるものであることを踏まえ、接種に係る過失の有無にかかわらず、迅速に救済を行っている。
- 予防接種法等に基づく健康被害の救済給付に対して、支給される金銭への公課の禁止、医療費の支給に係る医療に対する消費税の非課税、救済給付を受ける権利の差し押さえ禁止等が定められている。
- 今後、予防接種法に基づく定期接種の対象疾病を追加する場合に、同法の規定に基づく予防接種による健康被害の救済給付に対する税制措置※について、法令改正により追加する対象疾病に係る予防接種によるものについても同様に対象とする措置を講ずる。

※予防接種による健康被害の救済給付に対する税制措置

- ・ 健康被害の救済給付として支給される金銭への公課の禁止(所得税等)
- ・ 健康被害の救済給付のうち、医療費の支給に係る医療に対する消費税の非課税
- ・ 健康被害の救済給付のうち、障害年金を受けている者又は遺族年金を受けている遺族(妻に限る)の少額預金の利子所得の非課税(所得税・住民税(利子割))
- ・ 健康被害の救済給付を受ける権利の差押禁止

1. 大綱の概要

国立健康危機管理研究機構法に基づき設立される国立健康危機管理研究機構（以下「JIHS」という。）に対する贈与等で、その贈与等に係る財産が一定の手続の下でJIHSの行う研究開発の実施等の業務に充てるための基金に組み入れられるものについて、譲渡所得等の非課税措置を講ずる。

2. 制度の内容

令和7年4月1日、国立感染症研究所（以下「感染研」という。）と国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「NCGM」という。）を統合し、感染症の情報分析・研究・危機対応の機能等を一体的・包括的に担う組織としてJIHSを創設する（令和5年5月に法案成立）。

JIHSは、感染研とNCGMが「現在担っている事業等の着実な実施」を行うこととされていることから（令和4年9月2日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）、現行のNCGMに適用されている税制上の措置について、引き続き講ずる必要がある。

※ 主な税制改正対応（国税（所得税、相続税、法人税等）及び地方税（法人住民税、事業税等））については、令和5年度要望で提出し、措置が決定している。今後、令和7年4月1日の創設に向け、整備令ほか下位法令の対応を進めていく。

譲渡所得等が非課税となる、「教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する財産」の贈与又は遺贈先としての「**公益法人等**」にJIHSを追加する。

（現行のNCGMに適用されている税制上の措置のうち、令和5年度税制改正において措置されていない内容について、JIHSを対象とするもの。）

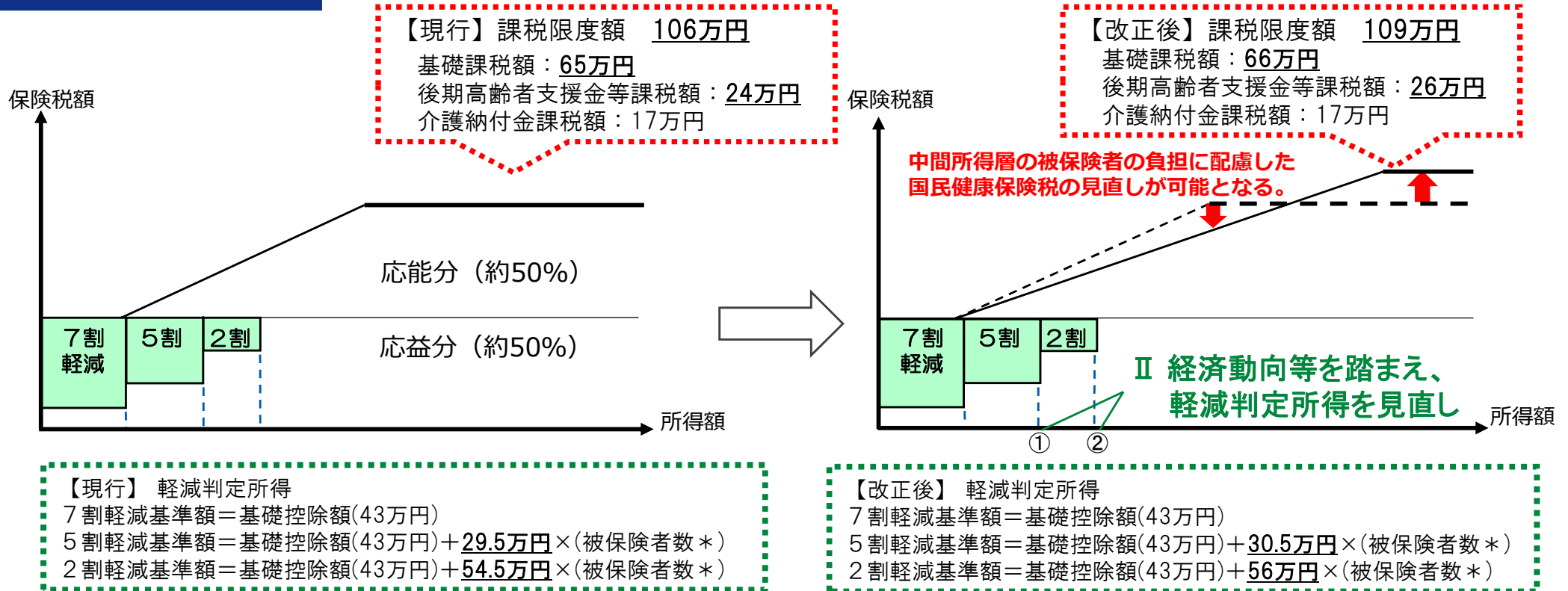
国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

1. 大綱の概要

- I 国民健康保険税の基礎賦課額に係る課税限度額を66万円（現行：65万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を26万円（現行：24万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を30.5万円（現行：29.5万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を56万円（現行：54.5万円）に引き上げる。

2. 制度の内容



*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長

(固定資産税、不動産取得税) (国土交通省との共同要望)

1. 大綱の概要

政府の補助を受けて新築された一定のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置並びに不動産取得税の課税標準の特例措置及び当該住宅の用に供する土地に係る不動産取得税の減額措置について、その適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

- 高齢者世帯の増加が今後も見込まれる中、**高齢者向け住宅の整備**、とりわけ**バリアフリー化された、サービス付き高齢者向け住宅の供給の促進策が必要。**

サービス付き高齢者向け住宅の登録基準

■ハード

- 床面積は原則25㎡以上
- バリアフリー構造

■必須サービス

- 状況把握サービス
- 生活相談サービス

■契約内容

- 敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しない



高齢社会対策大綱 (R6.9閣議決定)

- 介護基盤や、**サービス付きの高齢者向け住宅等の高齢者の住まいの整備**等を進める
- 高齢者が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、**サービス付きの高齢者向け住宅の供給**等により、住宅のバリアフリー化や見守り支援等のハード・ソフト両面の取組を促進する

住生活基本計画 (R3.3閣議決定)

- **高齢者、障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保**
- **サービス付き高齢者向け住宅等について、自立度に応じた生活を営める住まいとしての性格を重視して(・・・)整備・情報開示を推進**

- 現行の特例措置を**2年間(令和7年4月1日~令和9年3月31日)延長**する。
(各特例措置の対象は、国からの建設費補助を受けていること等、一定の要件を満たすサービス付き高齢者向け住宅に限る。)

【特例措置の内容】

固定資産税 : 5年間、税額を減額(1/2~5/6の範囲内において市町村が条例で定める割合(参酌標準:2/3))

不動産取得税: 家屋 課税標準から1,200万円/戸を控除

土地 税額から一定額(※)を減額

※「150万円又は家屋の床面積の2倍(200㎡を限度)に相当する土地の価格」のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額を税額から減額

公的年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

(所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定) (財務省、総務省、文科省と共同要望)

1. 大綱の概要

厚生年金保険法等の改正を前提に、厚生年金保険法の遺族厚生年金等について引き続き非課税措置及び差押禁止措置を講じる。

2. 制度の内容

- 公的年金制度においては、遺族年金及び障害年金については非課税となっている。また、遺族年金及び障害厚生年金に加算される配偶者加給年金又は子の加算についても全て非課税となっている。
- そのため、遺族年金の受給者の範囲の拡充及び遺族年金又は障害年金に新たに子の加算を新設する等の所要の改正を行う場合には、併せて税制上の所要の措置を講ずる。また、その他関連する制度の改正を行う場合にも、併せて税制上の措置を講ずる。
- これまで社会保障審議会年金部会において、
 - ① 女性の就業の進展や共働き世帯の増加といった社会経済状況の変化を踏まえた遺族厚生年金の見直し
 - ② 子をもつ年金受給者の保障を強化する観点から、多子世帯への支援強化及び子に係る加算の拡充等の公的年金制度改正の見直しについて検討し、令和6年12月25日、議論を取りまとめた。
- この結果を踏まえた見直しを予定しており、これに併せて税制上の所要の措置を講ずる。

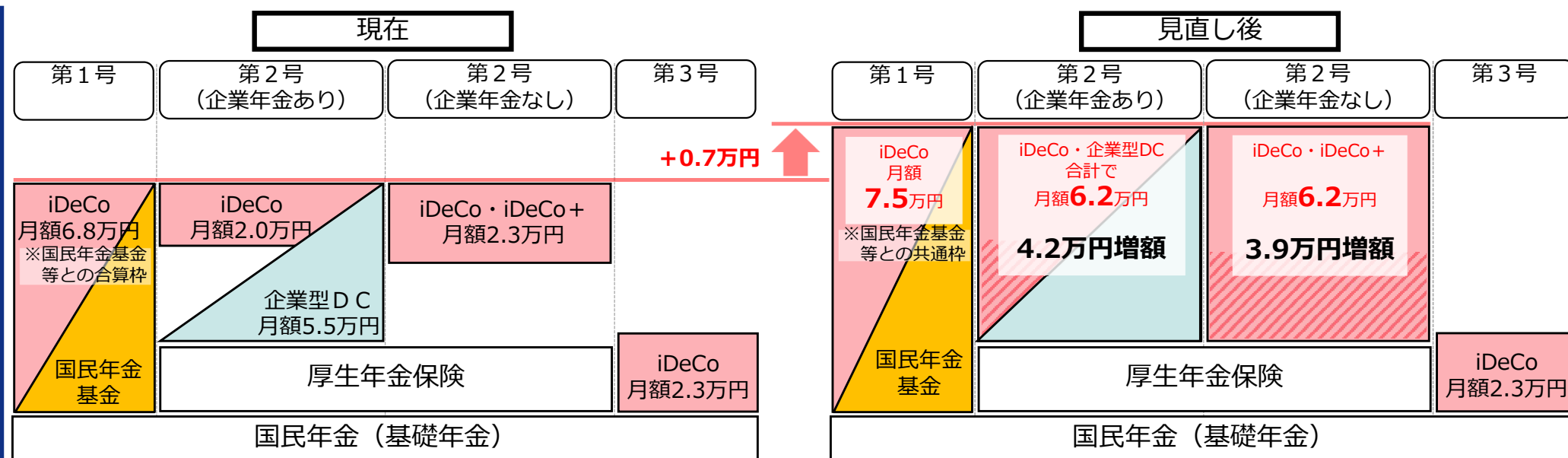
1 大綱の概要

確定拠出年金法等の改正を前提に、企業型確定拠出年金（企業型DC）・個人型確定拠出年金（iDeCo）等の拠出限度額の引上げやiDeCoの加入可能年齢の引上げ等の見直しが行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。

（主な見直し内容）

- 第2号被保険者の企業型DCの拠出限度額を月額6.2万円に引き上げる（現行：月額5.5万円）。
- 第2号被保険者のiDeCoの拠出限度額を月額6.2万円に引き上げる（現行：月額2.0万円又は2.3万円）。
- 第1号被保険者の拠出限度額（iDeCoと国民年金基金で共通）を月額7.5万円に引き上げる（現行：月額6.8万円）。
- iDeCoについて、60歳以上70歳未満であって現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額を月額6.2万円とする。
- 企業型DCのマッチング拠出について、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止する。

2 制度の内容



1. 大綱の概要

勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度について、その利子所得等が非課税とされる適格払出しの範囲に、床面積が40㎡以上50㎡未満の認定住宅等（認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいう。）のうち令和7年12月31日までに建築確認を受けたものの新築等に係る費用の支払のための払出しを加える。

2. 制度の内容

- 財形住宅貯蓄に基づく預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭をもって取得できる住宅に関して、床面積、経過年数等に係る要件が定められている。
- 現在、財形住宅貯蓄における住宅の床面積要件については、住宅ローン控除の床面積要件を踏まえ、
 - ①50㎡以上
 - ②勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合であって、当該住宅が令和5年12月31日までに建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認（以下「建築確認」という。）を受けたものであるときは、40㎡以上
 - ③勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合であって、当該住宅が認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅（以下「認定住宅等」という。）で、令和6年12月31日までに建築確認を受けたものであるときは、40㎡以上という要件を定めている。
- 財形住宅貯蓄における対象住宅の床面積要件のうち③の、勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合であって、当該住宅が認定住宅等であるときは、40㎡以上とする緩和措置について、令和7年12月31日までに建築確認を受けたものについても適用できることとする。

生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却の適用期限の延長 (法人税)

1. 大綱の概要

生活衛生同業組合等が共同利用施設を取得した場合の特別償却制度について、建物の取得価額要件を650万円以上（現行：600万円以上）に引き上げた上で、その適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

- 生活衛生関係営業は小規模零細事業者が多いため、生衛法（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律）に基づき営業者が自主的に「生活衛生同業組合」※を都道府県単位で設置。共同事業の実施や、組合員の衛生水準の向上及び経営の健全化を支援。

※生衛法に基づく法人格を有した非営利の法人

- その際、生活衛生同業組合等（出資組合に限る）が策定する振興計画※に基づき共同利用施設を取得した場合には特別償却（6%）が可能（現行：適用期限は令和7年3月31日まで）。

※厚生労働大臣が定める各業種ごとの振興指針に基づき、各組合が策定する振興計画

<租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）>

第四十四条の三（略）振興計画に係る共同利用施設（略）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は共同利用施設を政策し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該共同利用施設をその用に供した場合を除く。）には、（略）共同利用施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該共同利用施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該共同利用施設の取得価額の百分の六に相当する金額をいう。）との合計額とする。

<改正> 建物の取得価額要件について、現行の600万円以上を650万円以上に引き上げた上、適用期限を令和9年3月31日まで延長する。

対象資産	取得価額要件
建物	650万円以上
構築物	400万円以上
機械及び装置	400万円以上
船舶	400万円以上
車両及び運搬具	400万円以上
工具、器具及び備品	400万円以上
鉱業権	400万円以上
その他の資産	400万円以上

<共同利用施設の主な対象設備（例）>

- ・ 組合会館
- ・ 共同研修施設、共同スタジオ、オンライン会議システム
- ・ クリーニングの共同工場、共同倉庫
- ・ 共同調理施設・設備、共同冷凍・冷蔵設備
- ・ 共同配送車両、共同送迎バス 等



(組合会館)



(美容等共同研修施設)



(クリーニング共同工場)



(共同配送車両)



(共同送迎バス)

中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除 (中小企業投資促進税制)の延長 (所得税、法人税、法人住民税、事業税) (経産省、農水省、国交省、総務省と共同要望)

1. 大綱の概要

中小企業者等が機械装置、ソフトウェア等を取得した場合の特別償却・税額控除制度について、その適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

中小企業における設備投資を後押しするため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%※）又は特別償却（30%）の適用を認める措置で、適用期限は令和9年3月31日までとなっている。

※ 税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る

対象者	・ 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・ 従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	・ 機械及び装置【1台160万円以上】
	・ 測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】
	・ 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く
	・ 貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・ 内航船舶（取得価格の75%が対象）

※ ①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外

※ 総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長 （所得税、法人税、法人住民税、事業税） （経産省、農水省、国交省、総務省と共同要望）

1. 大綱の概要

中小企業者等が経営力向上計画に基づき機械装置、ソフトウェア、器具備品等を取得した場合の特別償却・税額控除制度について、売上高100億円超を目指す事業者で経済産業大臣の確認を受けた投資計画により取得する際の要件等を追加するとともに、デジタル化設備及び暗号資産マイニング業の用に供する設備を対象外とした上で、その適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

- 中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を促進するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、即時償却及び税額控除（10%※）のいずれかの適用を認める措置で、適用期限は令和9年3月31日までとなっている。
※ 資本金3,000万円超の場合は7%
- 現行措置について、C類型は廃止、A類型及びB類型は指標の見直し及びB類型の拡充を行う。※改正部分は、下表の赤枠の通り。

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性※が旧モデル比平均1%以上向上する設備 <small>※ 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか</small>	工業会等	機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） <small>（A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）</small> 器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率※が年平均7%以上の投資計画に係る設備 <small>※ 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる</small>	経済産業局	ソフトウェア（70万円以上） <small>（A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）</small>	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備			
経営規模拡大設備 (B類型の拡充)	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資利益率が年平均7%以上 ● 売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ● 売上高成長率年平均10%以上を目指す ● 前年度売上高10億円超90億円未満 ● 最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上 ● 賃上げ率2.5% OR 5.0%以上 等 <small>※ 拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。</small>		<ul style="list-style-type: none"> ● 国内への投資であること ● 中古資産・貸付資産でないこと等 	

※ 1 発電用の機械装置、建物、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要。
 ※ 2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物、建物附属設備を除く。
 ※ 3 ソフトウェアについては、複製して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどを除く。
 ※ 4 コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除く。

1. 大綱の概要

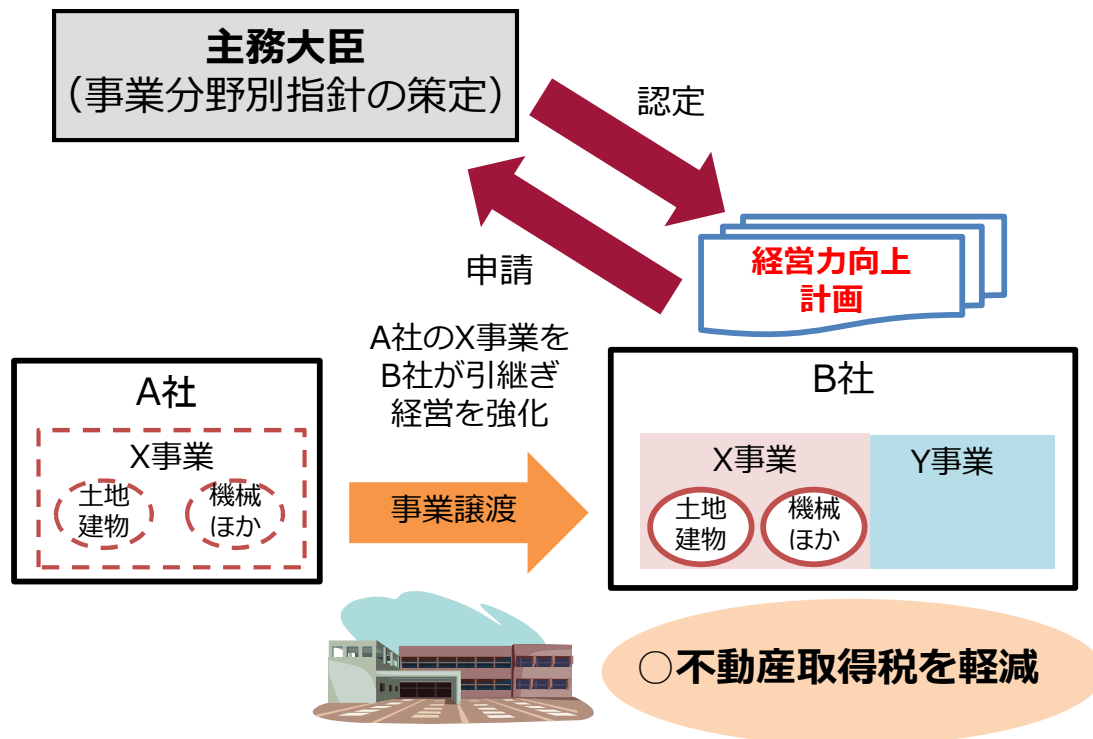
認定を受けた経営力向上計画に基づく事業譲渡により取得した不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例について、適用対象に企業グループ内の法人間で行われる一定の事業の譲受けにより取得した場合を加える。

2. 制度の内容

中小企業者等が、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき認定を受けた経営力向上計画に従って、事業の再編・統合の際にかかる不動産取得税を軽減することで、次世代への経営引継ぎを加速させる。

なお、今般の税制改正により、適用対象に企業グループ内の法人間で行われる一定の事業譲渡についても対象とする。

本税制の軽減措置については、適用期限は令和8年3月31日までとなっている。



<不動産取得税の税率>

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※2)
土地 住宅	3.0%※1	2.5% (1/6減額相当)
住宅以外の 家屋	4.0%	3.3% (1/6減額相当)

※1 令和6年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている（住宅以外の建物を取得した場合は4.0%）。

※2 合併・一定の会社分割の場合は非課税

1. 大綱の概要

事業承継税制の特例措置について、役員就任要件の見直し（現行：「贈与日まで3年以上役員である」→改正案：「贈与の直前に役員である」）を行う。個人版事業承継税制についても同趣旨の見直しを行う。

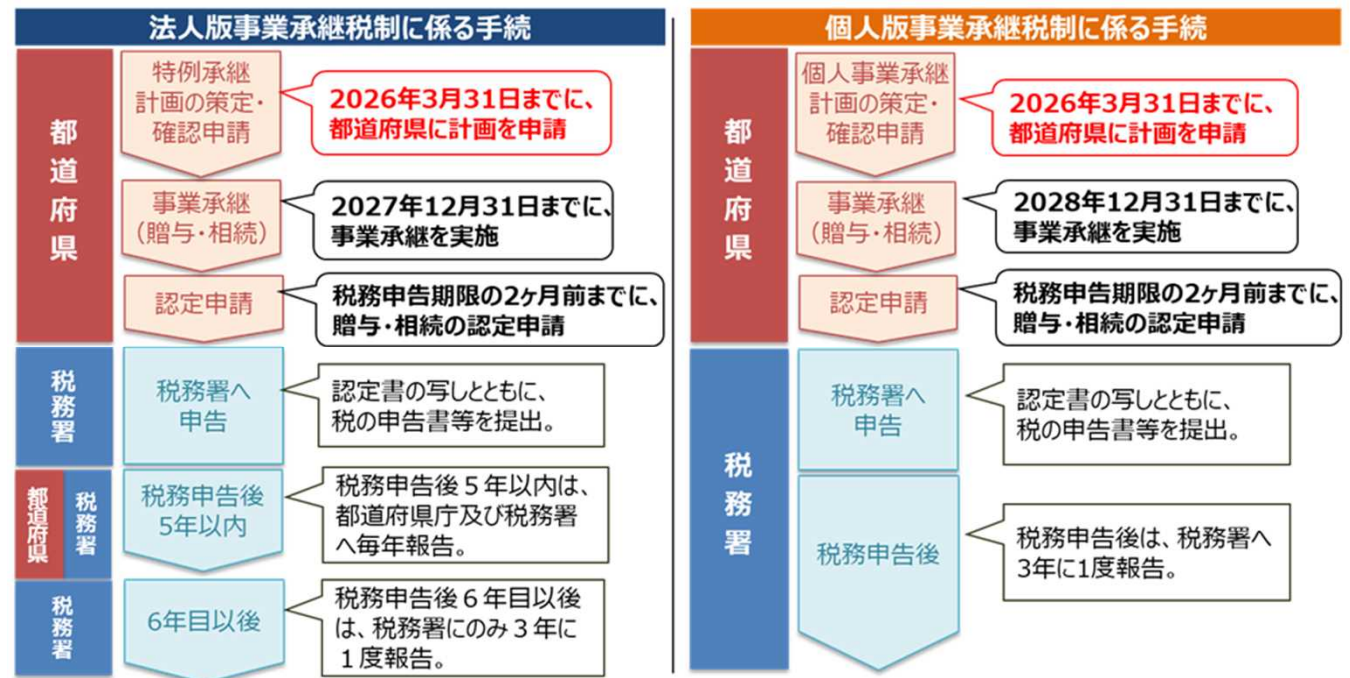
2. 制度の内容

- 事業承継税制※は、事業承継時の贈与税・相続税負担を実質ゼロ（100%納税猶予）にする時限措置。
（※法人版：平成30年度抜本拡充、個人版：平成31年度新設）
- 中小企業者の円滑な事業承継を支援するため、法人の非上場株式等の事業承継に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画を2026年（令和8年）3月末までに提出した事業者で、2027年12月31日までに贈与・相続により会社の株式を取得した経営者が対象となっている。また、個人事業者については、個人事業承継計画を2026年3月末までに提出し、2028年12月31日までに事業承継を行った者が対象となっている。

<今般の税制改正による見直し>

特例措置期限までの間に、同税制の最大限の活用を図る観点から、

- 法人版については、特例制度の措置期限の3年前となる「2024年12月31日までに後継者が役員に就任すること」が必要であったが、特例措置に限って贈与直前に就任していることとされた。
- 個人版については、特例制度の措置期限の3年前となる「2025年12月31日までに後継者が事業に従事すること」が必要であったが、贈与直前に事業に従事していることとされた。



戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続 (所得税、印紙税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定)

1. 大綱の概要

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正により引き続き支給されることとなる特別弔慰金について、非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

2. 制度の内容

【戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について】（昭和40年制度創設）

- 先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の方々に思いをいたし、戦後20年、30年、40年、50年、60年、70年といった特別な機会をとらえ、国として弔慰の意を表すため、一定範囲の遺族※(子、兄弟姉妹等)に対して、特別弔慰金を支給。

※ 戦没者等の遺族の中に、恩給法の公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法の遺族年金等を受ける遺族（主として配偶者）がいないとき、先順位者1名に支給。

- 支給は、無利子の記名国債の交付により行われ、毎年の償還日に均等に支払いを受ける。
- 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金※については、非課税措置及び差押禁止措置を継続する。

※ 年5.5万円、5年償還の国債を5年ごとに2回交付。



新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置の延長

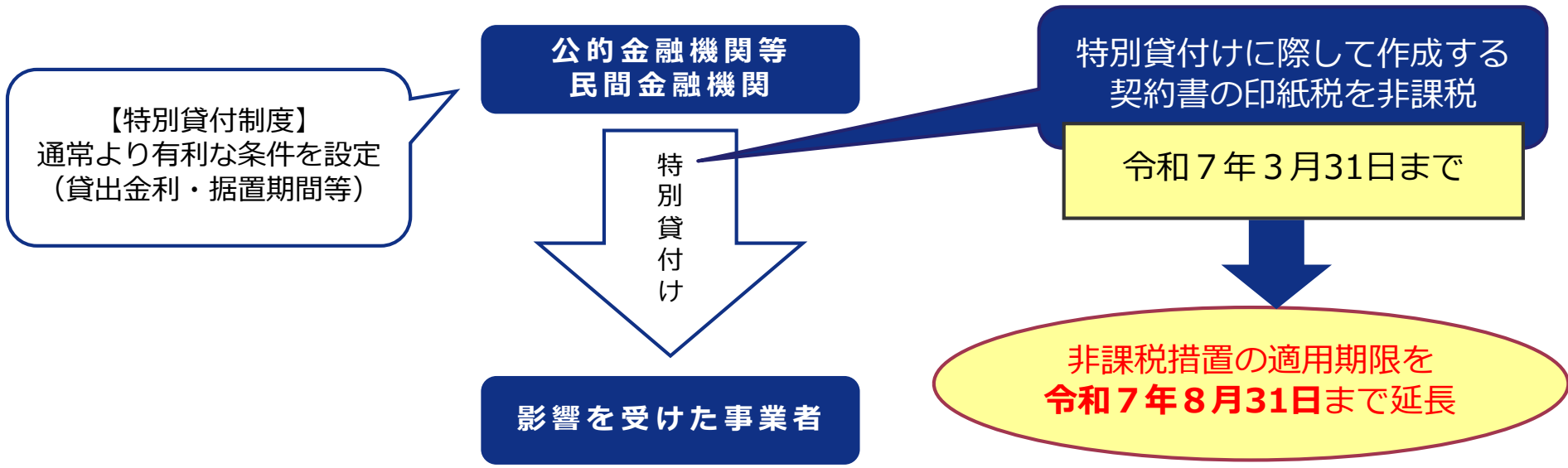
(印紙税) (財務省、中企庁、農水省、内閣府と共同要望)

1. 大綱の概要

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を令和7年8月31日まで延長する。

2. 制度の内容

- 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者を対象として、公的金融機関等や民間金融機関が行う特別貸付けに際して作成される「消費貸借に関する契約書」で、令和7年3月31日までの間に作成されるものは、印紙税を非課税としている。
※ 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第11条
- 依然として新型コロナウイルス感染症の影響からの回復途上にある事業者が存在することから、引き続き、影響を受けた事業者の資金繰り支援措置を継続する必要があるため、当該措置の適用期限を令和7年8月31日まで延長する。



生命保険料控除制度の拡充

(所得税) (金融庁・農林水産省・経済産業省・こども家庭庁と共同要望)

1. 大綱の概要

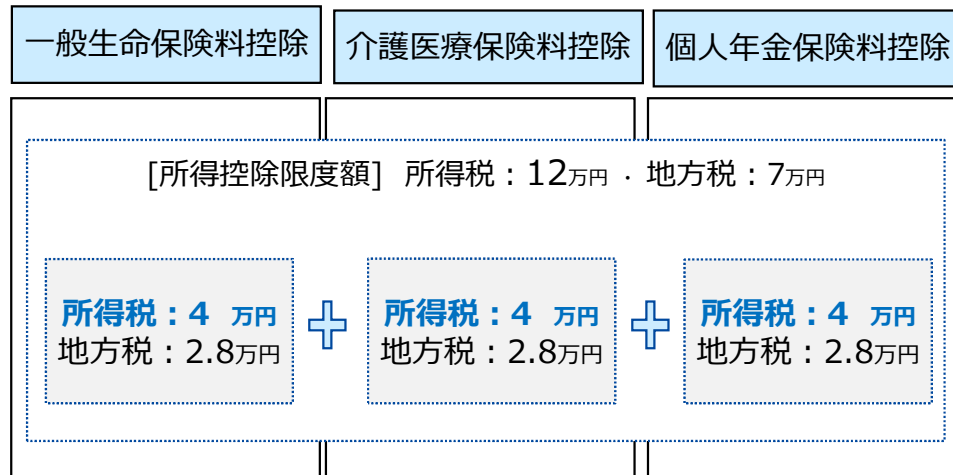
所得税法上の一般生命保険料について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分における当該控除の最高限度額を6万円（現行4万円）とする。

2. 制度の内容

子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、こどもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、子育て支援を進めるためには、生命保険料控除制度においても、こうしたニーズを踏まえた措置を講じていく必要。

【現行】

※2012年1月以降の契約について



【改正後】

※令和8年の時限措置

23歳未満の扶養親族
を有する場合

